

平成 29 年第 4 回市議会（定例会）  
付 議 案 件 綴

（その 3）

堺 市



# 目 次

	頁
諮問第 6 号	
やむを得ない事由による措置入所に関する措置費負担金の 督促処分に係る審査請求の裁決について……………	3



平成29年第4回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

平成29年12月6日

堺市長 竹山修身

諮問第 6 号

やむを得ない事由による措置入所に関する措置費負担金の  
督促処分に係る審査請求の裁決について



## やむを得ない事由による措置入所に関する 措置費負担金の督促処分に係る審査請求の 裁決について

やむを得ない事由による措置入所に関する措置費負担金の督促処分に係る審査請求に対し、次のとおり裁決することについて、意見を求める。

### 1 審査請求人

堺市堺区\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

### 2 審査請求の趣旨

堺市（以下「処分庁」という。）が平成 29 年 3 月 17 日付け堺堺地福第 9943 号により審査請求人に対して行ったやむを得ない事由による措置費負担金の督促に関する処分を取り消すとの裁決を求める。

### 3 事案の概要

- (1) 平成 28 年 8 月 24 日、処分庁は、審査請求人に対して、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 11 条第 1 項第 2 号に基づき、やむを得ない事由による特別養護老人ホームへの措置入所を行った。
- (2) 審査請求人からやむを得ない事由による措置費負担金の納付がなかったため、処分庁は平成 29 年 3 月 17 日付けで審査請求人に対し督促状（以下「本件督促」という。）を送付した。
- (3) 審査請求人は、措置費負担金を支払う理由がないこと等を理由として、本件督促の取消しを求める審査請求を行った。

### 4 審理関係人の主張の要旨

#### (1) 審査請求人の主張

審査請求人は、平成 28 年 8 月 24 日、審査請求人に対し措置入所が行われたが、その際、

処分庁担当職員は、「お金はいりません」と言っていたのに、その後、処分庁から費用の請求及び督促がなされたものであり、この請求は詐欺であると思われる旨を主張している。

(2) 処分庁の主張

処分庁は、平成 28 年 8 月 24 日付けで審査請求人に対して、老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号に基づき、やむを得ない事由による特別養護老人ホームへの措置入所を行った。同法第 28 条第 1 項は、「(前略) 第 11 条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(中略)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる」としており、これを受けて、堺市老人福祉法施行細則(平成 8 年規則第 63 号)第 5 条第 1 項第 3 号は納入義務者から徴収する額について規定している。平成 29 年 2 月 6 日、処分庁は、審査請求人に対して、特別養護老人ホームへの措置に要する費用を同月 28 日を履行期限として請求したが、履行期限までに徴収額の納付はなされなかった。

堺市債権の管理に関する条例(平成 24 年条例第 43 号)第 7 条は、「市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令及び条例等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない」としており、それを受けた堺市債権の管理に関する条例施行規則(平成 24 年規則第 111 号)第 3 条は、「条例第 7 条に規定する督促は、法令及び条例に定めのあるもののほか、原則として納期限経過後 30 日以内に行うものとする」と規定している。

処分庁は当該規定に基づき本件督促を行ったものであり、違法不当な点はない旨を主張している。

5 裁決しようとする主文及び理由

(1) 主文

本件審査請求を棄却する。

(2) 理由

本件審査請求は、次のとおり理由がないため、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 45 条第 2 項の規定を適用して、棄却されるべきものである。

ア 本件の判断枠組み

本件審査請求の対象となる処分は、処分庁が審査請求人に対して行った措置費負担金の督促であるが、審査請求人に対しては、本件督促に先立つ平成 28 年 8 月 24 日付けで措置入所がなされている。本件督促は、審査請求人に対する措置入所を前提と



する処分であり、措置入所が適法になされたことが本件督促の前提条件となる。

そのため、以下においては、審査請求人に対する措置入所の適法性を検討することとし、続けて、措置入所を前提とする本件督促の適法性について検討を行うこととする。

#### イ 措置入所の適法性

老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号は、「65 歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること」と規定している。

審査請求人は\*\*\*年生まれの者であり、65 歳以上の者に該当する。

審査請求人は、長男との 2 人暮らしであるが、措置入所がなされる約半年前から寝たきり状態であつて、寝返りもできず、平成 28 年 8 月上旬頃からは食事も摂らなくなり、同月 10 日には意識がなくなったため、病院に救急搬送され入院する事態となっていた。そのため、審査請求人は、同月 24 日の時点において、常時の介護を必要とし、かつ、自宅において介護を受けることが困難な状態にあつたと認められる。

審査請求人が、病院に搬送された際、脱水状態にあり仙骨や頸部に軽度の褥瘡があり、誤嚥性肺炎との診断であつた。審査請求人の長男は、堺第 4 地域包括支援センターの職員が自宅を訪問することを拒否し、医師が療養型の病院に転院することによる入院の継続を勧めたが、入院の勧めに応じることなくクリニックへの通院を選択した。また、同月 23 日には、堺第 4 地域包括支援センターから処分庁に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 7 条に基づく虐待通告がなされた。

以上の経過からすれば、処分庁が審査請求人を特別養護老人ホームに入所させる措置をしたことはやむを得ない事由に基づくものであつたと認められる。

#### ウ 本件督促の適法性

##### (ア) 本件督促手続の適法性について

処分庁は、審査請求人に対し、平成 29 年 3 月 17 日付け督促状に基づき、平成 29 年 3 月 31 日を指定期限とする本件督促をした。

老人福祉法第 28 条は、やむを得ない事由に基づく措置入所に伴う費用については、当該措置に係る者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要す

る費用の全部又は一部を徴収することができる」と定めており、堺市老人福祉法施行細則第5条第1項第3号は、「特別養護老人ホームに入所した者」については、特別養護老人ホームへの措置に要する費用から、老人福祉法第21条の2の規定に基づき市が支弁することを要しないとされた額を除いた額を徴収する旨を規定している。

本件において、平成28年12月16日付けで特別養護老人ホームから処分庁に対して、「特別養護老人ホームへの措置に要する費用」として平成28年8月分の3万3998円、同年9月分の12万5100円、同年10月分の11万3897円の合計27万2995円が請求されている。

堺市老人福祉法施行細則第5条第4項は、納入義務者は徴収額の各月分をその翌月の末日までに納入しなければならないとしており、当該規定によれば、8月分は9月末日まで、9月分は10月末日まで、10月分は11月末日までに納入すべきことになるが、処分庁は、平成28年12月16日付けで特別養護老人ホームから送付された請求書により特別養護老人ホームへの措置に要する費用の確定ができたため、上記各金額を平成29年2月28日を履行期限として請求した。しかし、審査請求人は、当該履行期限までに費用を納入しなかった。

堺市債権の管理に関する条例第7条は、「市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、(中略) 期限を指定してこれを督促しなければならない」としているが、審査請求人が「履行期限までに履行しない者」に該当し、督促状には期限の指定がされている以上、処分庁による本件督促に係る手続に違法はない。

#### (イ) 処分庁担当職員の発言に関する審査請求人の主張について

審査請求人は、処分庁担当職員が措置入所に伴うお金はいらぬ旨を述べていたとして、本件督促に係る金額の納付をしていない。

一方、処分庁は措置費負担金について、措置入所の後、お金は今すぐに支払う必要はない旨の説明を行ったと主張しており、両者の主張には相違がある。

本件において、処分庁担当職員が措置入所に伴うお金はいらぬ旨を述べたことを認定するに足る証拠はない。仮に審査請求人が処分庁担当職員の措置入所に要するお金に関する発言を誤解して、お金はかからないと信じたことがあったとしても、審査請求人が本件督促に係る金額を納付すべき義務を負うかどうかはあくまでも法令や規則等の適用によって定まるものである。

したがって、審査請求人の主張を前提としたとしても、本件督促が違法となること

はない。また、処分庁担当職員がお金はいらない旨を述べたことを認定することができないから、処分庁担当職員の発言が詐欺に該当するとは認められない。

[根拠]

地方自治法第231条の3第7項の規定に基づき議会に諮問する必要があるため。

平成 29 年第 4 回市議会（定例会）  
付議案件綴（その 3）

---

平成 29 年 12 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

---

堺市行政資料番号

1-B2-17-0084

